

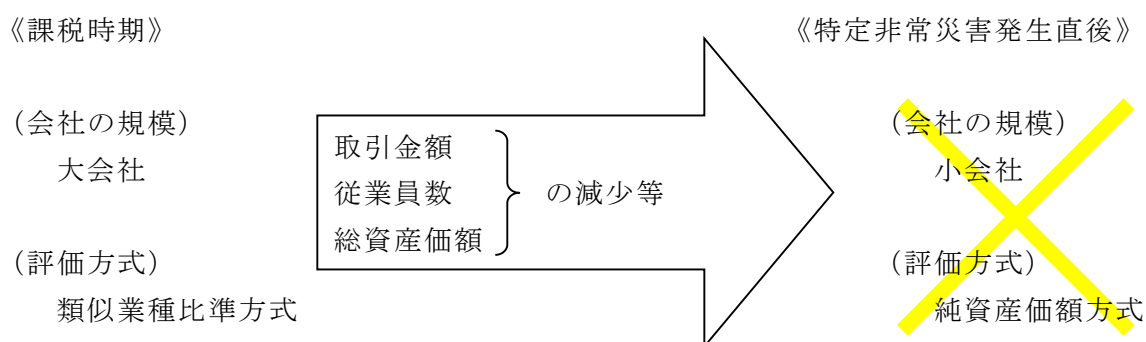
(特定株式等を評価する場合における評価上の区分)

[Q10] 特定株式等を評価する場合における評価対象法人の規模等は、特定非常災害の発生直後の状況により判定するのですか。

[A]

特定非常災害に係る特例の適用を受ける特定株式等を評価する場合における評価対象法人の規模等は、特定非常災害の発生直後の状況により判定するのではなく、評価通達178((取引相場のない株式の評価上の区分))の定めにより課税時期における評価対象法人の現況で判定します。

(参考)【会社規模の判定の例】



評価通達178の定めにより、課税時期の現況で判定します。

【関係法令等】

措置法第69条の6、第69条の7

措置法施行令第40条の2の3第1項

評価通達178